

新型コロナウイルス感染症にかかる令和3年度滋賀県立高等学校入学者選抜に関するガイドライン

令和3年(2021年)1月14日
滋賀県教育委員会

令和3年度滋賀県立高等学校入学者選抜等における受検機会の確保および衛生管理の徹底は、入学志願者が安心して受検に臨めるようにするために大変重要である。

ついては、すべての入学者選抜【推薦選抜、特色選抜、スポーツ・文化芸術推薦選抜、一般選抜(本検査)、追検査、二次選抜】において、以下の感染防止対策等を講じることとする。

1 感染者、濃厚接触者および体調不良者の受検について

(1) 受検可否の判断

1 感染者	受検できない。※1
2 濃厚接触者(検査待ち・検査結果待ち)	受検できない。※2
3 濃厚接触者(陰性)	●健康状態チェックリストに基づき判断する
4 体調不良者	●健康状態チェックリストに基づき判断する

※1、※2：一般選抜(本検査)の場合のみ、追検査の受検が可能。

●健康状態チェックリスト

	確認事項	確認結果	
A	発熱の症状がある(37.5度以上) 検温結果〔 度〕	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
	息苦しさ(呼吸困難)がある	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
	強いだるさ(倦怠感)がある	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
B	味を感じない(味覚障害がある)	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
	臭いを感じない(嗅覚障害がある)	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
	咳の症状が続いている	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
	咽頭痛が続いている	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
	下痢をしている(持病や食あたりなどの原因が推測されるものを除く)	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
	過去2週間以内に同居者で新型コロナウイルス感染症の罹患が疑われ、症状がある者がいる。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
	過去2週間以内に入国制限や入国後の観察期間が必要な国の在住者との濃厚接触(1m程度で15分以上の接触)がある。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ

(2) 健康状態チェックリストの判断基準

①健康状態チェックリストA欄で1項目以上、または、B欄で2項目以上該当する場合

- 推薦選抜、特色選抜、スポーツ・文化芸術推薦選抜 → 受検できない
- 一般選抜(本検査) → 追検査を受検可能
- 追検査、二次選抜 → 原則受検できない

②健康状態チェックリストでA欄該当なし、かつB欄該当1項目以下の場合

- すべての入学者選抜において、別室にて受検可能
- ※1(1)3濃厚接触者(陰性)で受検可能 → 別室(濃厚接触者)
- ※1(1)4体調不良者で受検可能 → 別室(体調不良者)

(3) 感染者、濃厚接触者および体調不良者への対応

- ①受検者が感染者、濃厚接触者となった場合は、原則前日17時までに中学校から受検校へ連絡される。また、体調不良の場合は、当日の朝、原則中学校から受検校へ連絡される。
- ②連絡を受けた受検校は、1(1)受検可否の判断に基づき、その結果を中学校へ連絡する。
- ③1(1)3濃厚接触者(陰性)、1(1)4体調不良者は、当日の朝、受検校にて健康状態チェックリストに基づいて受検可否の判断をおこない、その結果を(3)②の結果と併せて中学校へ報告する。

- ④健康チェックリストにおける当日の検温結果は、受検者が持参する健康観察票で確認すること。
- ⑤濃厚接触者(陰性)で受検する場合は、当日は受検校まで公共交通機関を使用せず登校するよう指示すること。

2 出願時および出願変更時の対応について

- ①従来のとおり、原則、中学校教職員等による持ち込みとする。
- ②待機者同士の距離を2メートル以上確保すること。

3 入学者選抜をおこなうにあたり

(1) 受検会場設営について

- ①通常の検査場以外に以下の別室検査場を準備すること。
○体調不良者 ○濃厚接触者 ○特別配慮者 ○遅刻者
- ②検査場および控室の人数を35人以下とすること。
- ③検査場および控室は、受検者同士の距離および監督席からの距離を1メートル以上確保すること。
- ④別室検査場は、受検者同士の距離および監督席からの距離を2メートル以上確保すること。
- ⑤校舎内で、通常の受検者と別室検査場の受検者とが接触しない動線を確保すること。

(2) 前日準備について

- ①マスクや消毒液等を事前に準備する等、万全の感染症対策をとること。
- ②トイレ内は常時換気をおこなうとともに、利用後の手洗いを促す案内紙を掲示すること。また、濃厚接触者が利用するトイレを可能な限り別に設けること。
- ③アルコール消毒液を受検者が使用する校舎入口や各控室の前に設置すること。
- ④検査場設営終了後、机と椅子およびドアノブの拭き消毒をおこなうこと。スクールサポートスタッフ等がおこなってもよい。

(3) 検査当日について

- ①校舎内へ入る前の待ち時間中、できる限り密にならないよう受検者を指導すること。
- ②受検者に無地マスクの着用を原則義務付けること。昼食時は自席にて前を向いて飲食し、食事終了後は速やかにマスクを着用するよう指示すること。
- ③休憩時間や昼食時に他者との会話を控えるよう指示すること。
- ④適宜、手指消毒することを指示すること。
- ⑤控室は受検者が退室後10分程度すべての窓を開放して換気をおこなうこと。また、検査場は1教科終了ごとに、5分程度すべての窓を開放して換気をおこなうこと。可能であれば、対角にある窓を常時少し開放して換気をおこなうこと。
- ⑥検査場のドアの開閉は監督者等がおこなうこと。
- ⑦トイレや控室のドアノブ、手すり等は、検査中に適宜拭き消毒をおこなうこと。
- ⑧受検者から体調不良等の申し出がない場合でも、明らかに激しい咳を何度もしているなど、他の受検者に影響があると判断できる場合には、各校本部で協議のうえ、当該受検者を別室受検に変更する対応をとること。

(4) 実技検査について

- ①実技検査場のドアの開閉は、監督者等がおこなうこと。
- ②使用する器具等の消毒および検査場の換気を徹底すること。
- ③各種競技団体等から出されている新型コロナウイルス感染予防のガイドライン等を参考にして実施すること。

(5) 面接について

- ①面接会場のドアの開閉は、監督者等がおこなうこと。
- ②面接時、受検者が退出するたびに拭き消毒をおこなうこと。
- ③面接会場では、受検者同士の距離を1メートル以上、面接委員との距離を2メートル以上確保すること。

- ④面接会場は、常時すべての窓を少し開放して換気をおこなうこと。
- ⑤控室は、学力検査に準ずること。

(6)検査終了後について

- ①退校時の密集を避けるため、検査場や階ごとで退校時間に差を設ける等、出口に受検者が集中することがないように指示すること。

4 入学許可予定者発表について

- ①入学許可予定者発表時の密集を防ぐため、掲示による発表は複数箇所に設けること。
- ②推薦選抜、特色選抜、スポーツ・文化芸術推薦選抜の入学許可予定者通知についても、できる限り接触を避けるようにすること。
- ③いずれの入学者選抜においても、ホームページでの発表はおこなわないこと。

5 その他

(1)受検者への対応について

- ①中学校から特別な配慮の協議書が提出された場合は、適宜協議すること。
- ②受検者の心情に配慮して受検会場での検温は原則おこなわない。
- ③新型コロナウイルス感染症に対する精神的不安を理由とする別室受検は認めない。

(2)高等学校の教職員について

- ①日ごろより、検温等の健康観察、マスクの着用やうがい、手洗いの励行等、新型コロナウイルス感染症予防を徹底すること。
- ②当日発熱、咳等がある教職員は勤務を控え、速やかに医療機関を受診させる等、新型コロナウイルス感染症予防に万全を期すこと。

(3)在校生について

- ①日ごろより、検温等の健康観察、マスクの着用やうがい、手洗いの励行等、新型コロナウイルス感染症予防を徹底すること。
- ②入学者選抜に伴う休業日に、不要不急の外出を控えるよう、十分指導すること。

(4)各入学者選抜検査の前に教職員・在校生の感染および濃厚接触者が確認された場合

- ①確認後速やかに県教育委員会(高校教育課および保健体育課)に報告し、対応を協議すること。
- ②当該高等学校内の消毒を徹底し、予定どおり入学者選抜を実施すること。
- ③校長が感染した場合は、副校長または教頭がその職務を代行する。また、校長および副校長・教頭が感染した場合は、教育委員会から職員を派遣し、その職務を代行することにより、円滑に入学者選抜が実施されるよう措置すること。
- ④教職員の感染者が複数に及んだ場合は、教育委員会から職員を派遣し、その業務を代行することで、円滑に入学者選抜が実施できるよう措置すること。

(5)採点業務について

- ①マスクの着用および入室時の手指消毒を義務付ける。
- ②教科ごとに部屋を分けたり、十分な距離を置く等、感染症対策を万全にして実施すること。